

○鹿児島県警察における庁舎等の管理に関する訓令
(平成10.10.20
鹿児島県警察本部訓令24)

鹿児島県警察における庁舎等の管理に関する訓令（昭和36年鹿児島県警察本部訓令第28号）の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、鹿児島県警察の用に供する施設のうち、警察本部庁舎及び職員の住宅の用に供する施設を除く警察施設（以下「警察署等」という。）の各庁舎（敷地及び附属施設を含む。以下「庁舎等」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(庁舎管理者)

第2条 警察署等には警察本部長（以下「本部長」という。）の指揮監督のもとに庁舎等を管理させるため、庁舎管理者を置く。

- 2 庁舎管理者は、所属長をもって充てる。
- 3 庁舎管理者に事故があるとき、又は庁舎管理者が欠けたときは、あらかじめ当該庁舎管理者が指定する者がその職務を代行する。

(防火管理者)

第3条 庁舎管理者の指揮監督のもとに庁舎等の防火上必要な管理を行わせるため、警察署等に防火管理者を置く。

- 2 防火管理者は、庁舎管理者が選任する。
- 3 防火管理者は、当該防火対象物について次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 消防計画の作成及び変更
 - (2) 消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施
 - (3) 消防用設備等の点検及び整備
 - (4) 火気の使用又は取扱いに関する監督
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の防火管理上必要な業務

第2編 警務 鹿児島県警察における庁舎等の管理に関する訓令

4 防火管理者は、常に関係する消防機関と連絡を密にし、防火管理の適正を期するよう努めなければならない。

(報告義務)

第4条 庁舎管理者は庁舎等の管理上必要な事項について、本部長に報告しなければならない。

(職員の協力)

第5条 鹿児島県警察職員（以下「職員」という。）は、庁舎等の管理について、必要な事項を庁舎管理者その他関係者に対して連絡し、その他臨機の措置を講ずる等積極的に協力しなければならない。

(出入口の開閉時間)

第6条 庁舎等の出入口の開閉時間については、庁舎管理者が定める。

(出入口閉鎖時間内の出入り)

第7条 庁舎管理者が別に定める庁舎等の閉鎖時間内において、庁舎等に出入りしようとする者は、庁舎管理者の承認を受けなければならない。

(執務室等のかぎの管理)

第8条 庁舎等の執務室、会議室、倉庫等（以下「執務室等」という。）の出入りに使用するかぎの管理は、庁舎管理者が行う。

2 前項のかぎを使用する者は、氏名、入退出時刻等を庁舎管理者が別に定める使用簿に記入して、庁舎管理者の承認を受けなければならない。

(会議室等の使用)

第9条 庁舎等の会議室、訓受室、道場、浴室、電光掲示板、放送施設、職員駐車場その他庁舎管理者が指定する施設、設備等を使用しようとする者は、庁舎管理者の承認を受けなければならない。

(禁止行為等)

第10条 何人も、庁舎等において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火薬類、発火性又は引火性の物、毒物及び劇物、銃砲及び刀剣類等の危険又は有害と認められる物を、正当な理由なく持ち込み、危険防止の措置を講じないで取り扱い、又は所定の保管場所以外の場所に放置する行為

(2) 廊下、エレベーター、倉庫、駐車場その他の喫煙設備のない場所における喫煙又は爆発若しくは引火のおそれのある場所における火気の使用

(3) 建築物、工作物その他設備器具等を破損し、又は清潔保持を妨げ、若しくは美

観を損なう行為

- (4) 示威行為又はけん騒な状態を作り出す行為
- (5) 金品の寄付若しくは職員に対する面会の強要又は押売
- (6) 座込み、立ちふさがり、練り歩きその他通行を妨げ、又は妨げるおそれのある行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の管理上支障のある行為
(許可を受けるべき行為)

第11条 庁舎等において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならない。この場合において、特別な事情があり、かつ、庁舎等の管理上特に支障がないと認めるときは、庁舎管理者は当該行為を許可することができる。

- (1) 物品の販売、宣伝、勧誘、金品の寄付の募集、署名を求める行為その他これらに類する行為
- (2) 旗、のぼり、プラカード、立看板等を持ち込む行為
- (3) ちらし、ポスターその他の文書又は図画の掲示又は配布
- (4) 集会の開催、又は集団での立入り
- (5) 施設又は設備若しくはテントその他の仮設工作物の設置
- (6) 作業又は工事の施工
- (7) その他前各号に類似する行為

2 庁舎管理者は、前項の許可をする場合において、庁舎等の管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付すことができる。

3 前項の規定による許可を受けようとする者は、あらかじめ警察庁舎等行為許可申請書を庁舎管理者に提出しなければならない。ただし、庁舎管理者があらかじめ指定する行為については、当該指定によって同項の規定による許可があったものとみなす。

4 庁舎管理者は、第2項の規定による許可をしたときは、当該許可の申請をした者に対し、許可証を交付するものとする。ただし、第1項第3号に掲げる文書又は図画の掲示を許可したときは、当該文書又は図画に承認印を押印することにより、その交付に代えることができる。

(立入りに関する指示)

第12条 庁舎管理者は、庁舎等の管理上必要があると認めるときは、庁舎等に既に立〔鹿児島警〕・

第2編 警務 鹿児島県警察における庁舎等の管理に関する訓令

ち入り、又は立ち入ろうとする者に対し、必要な指示をすることができる。

(室内立入りの制限)

第13条 庁舎管理者は、その所管の施設について、危険防止又は秘密保持の見地から必要があるときは、立入禁止の表示をして関係者以外の立入りを制限することができる。

(違反等に対する措置)

第14条 庁舎管理者は、第10条又は第13条の規定若しくは第11条第2項の規定により庁舎管理者が付した条件に違反していると認められる者（以下「違反行為者」という。）に対し、当該違反行為の中止の勧告その他の必要な指示をすることができる。

2 庁舎管理者は、違反行為者が前項の規定による指示に従わないときは、当該違反行為者に対し、庁舎等への立入り若しくは庁舎等の使用を禁止し、庁舎等からの退去若しくは当該違反に係る物件の撤去を命じ、又は自ら当該違反に係る物件の撤去を行う等の必要な措置を講ずることができる。この場合において、違反行為者が第11条第1項の規定による許可を受けているときは、当該許可は取り消されたものとみなす。

(火気を伴う器具の使用承認)

第15条 職員は、庁舎等において電熱器その他の火気を伴う器具を使用する必要があるときは、庁舎管理者の承認を受けなければならない。

(庁舎等の損傷等の届出)

第16条 庁舎等を損傷し、又は滅失した者は、速やかにその旨を庁舎管理者に届け出なければならない。

(拾得物の届け出)

第17条 庁舎等における拾得物は、すべて庁舎管理者に届け出なければならない。

(委任)

第18条 この訓令に定めるもののほか、庁舎等の管理に関し必要な事項は、庁舎管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成10年11月1日から施行する。